

岡崎市市民公益活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市市民協働推進条例（平成21年岡崎市条例第8号。以下「条例」という。）の理念を踏まえ、多くの市民サービスが提供される豊かな市民社会を築くために、市民による不特定多数の利益の増進に寄与する活動及び社会貢献活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する岡崎市市民公益活動事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、条例第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体とする。

(補助金交付の対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主に市民を対象とした市民活動とし、補助区分、補助金の額、補助対象経費その他要件は別表に定めるところによる。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する補助事業は補助の対象としない。

(1) 岡崎市から同一の目的の事業で他の制度による補助金の交付を受けているもの

(2) 主たる効果が市外で生じるもの

(3) 利益、残余財産等を構成員に分配するもの

(4) 政治、宗教を目的とするもの

(5) 効果が特定の個人又は団体に帰属するもの

(6) 第3者に全てを委託するもの

(7) その他公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められるもの

3 国、県、岡崎市以外の地方公共団体、民間団体等から他の制度による補助金の交付を受けている事業については、当該団体から交付される補助金を減じた額を補助対象経費とする。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第5条に規定する市費補助金等交付申請書に必要書類を添えて、市長が指定する日までに提出するものとする。

2 申請に際しては、実施すべき事業の内容を具体的に記載するものとする。

3 前2項に不備がある場合は、受理しないものとする。

4 申請は、別表に定める補助区分のうち1団体につき1つの補助区分のみとする。

る。

- 5 1つの補助区分の中で、複数事業で申請する場合は、各々の事業ごとに申請書を作成するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、岡崎市市民公益活動事業費補助金審査委員会設置要領で定める審査委員会の審査に基づき市長が審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行うものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。併せて、不採択も書面によって通知する。

(補助事業の内容変更の制限)

第6条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書きの規定による変更は、変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体は、当該補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その理由を記載した交付辞退申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、辞退の承認の可否を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(活動の報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、市長の求めに応じ、活動の報告をしなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体は、規則第10条に規定する市費補助事業等実績報告書を補助事業完了の日後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の原本
- (4) 事業にかかわるパンフレット・写真等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受け、審査の後、補助金の額を確定し、当該団体に通知する。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の確定をした後、当該団体からの請求を受け、確定した額を交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、交付決定額の

2 分の 1 を概算払いにより交付することができるものとする。

2 前項ただし書きの規定による概算払いについては、補助金の額の確定後に精算するものとする。

(情報公開)

第12条 補助金の申請等に関する書類及び実績報告に関する書類、その他補助金に係る一連の内容は、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、法令等で公開できないとされているもの以外については、一般の閲覧に供することができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象事業の内容又は経費の配分を変更したとき。ただし、軽微な変更はこの限りではない。
- (3) 市長が適当でないと認めたとき。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日以後も、なお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

項目	内 容	
補助区分	自立支援型	事業支援型
	市民活動を開始した団体の自立を促進するための支援	団体が地域の課題解決、または市民サービスを高める社会貢献活動を行うための支援
補助金の額	補助金の交付額は、審査委員会の審査結果により、予算の範囲内で決定する。	
	事業対象経費から国、県、岡崎市以外の地方公共団体、民間団体等による同一の目的の事業に対する補助金を受けている額を引いた額の 80%以内でかつ1団体につき5万円を上限(千円未満切り捨て)とする。 ただし、経費費用毎の決算額は、原則予算額の 120%以内を事業対象経費とする。この場合であっても、交付決定の額を上限とする。	事業対象経費から国、県、岡崎市以外の地方公共団体、民間団体等による同一の目的の事業に対する補助金を受けている額を引いた額の 50%以内でかつ1団体につき 20 万円を上限(千円未満切り捨て)とする。 ただし、経費費用毎の決算額は、原則予算額の120%以内を事業対象経費とする。この場合であっても、交付決定の額を上限とする。
申請資格	この補助金の交付を受けて3年未満の団体 継承団体（実態として継続していると思われる団体名称の変更等）は通算して3年を限度	3年以上（申請年度から過去3年度以上）の活動実績を有する団体 1団体3回を限度（平成22年度から）
補助対象経費	1 謝礼金等（講師、専門家、出演者等への謝礼） 2 旅費（交通費、通行料金、宿泊費等） 3 消耗品費（消耗品、材料、書籍等の購入費等） 4 印刷製本費（事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等） 5 通信運搬費（切手等の郵送経費、宅配料、振込手数料、各種保険料等） 6 委託料（団体の会員で実施できない業務の外部委託費用） 7 使用料・賃借料（会場使用料、車両・機器等の賃借料） <u>8及び9については自立支援型のみ対象とする。</u> 8 報償費、旅費、通信運搬費の団体会員に対するもの 9 経常的な経費(団体運営に係る事務所関連経費（賃借料、光熱水費等）、謝礼、物品の取得2万円未満（税込）の机、椅子、プリンター機器等） 10 1から9以外の経費で対象と認める経費	
補助対象外経費	1 食糧費 2 不動産・建物取得 3 領収書がないもの、使途不明なもの 4 物品の取得2万円以上（税込）のもの 5 慶弔費 6 申請書類提出、審査委員会及び市長の求めに応じた活動報告にかかる経費 7 団体運営のための人件費。ただし、事業を推進するために必要な人件費は除く。 8 交際費、懇親会費等、直接公益に結びつかない経費や、社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費。 9 団体名として支出されない電話やインターネット使用料金 10 団体自ら所有している施設等の使用料 11 構成員又は構成員が経営に関与している会社への支出	